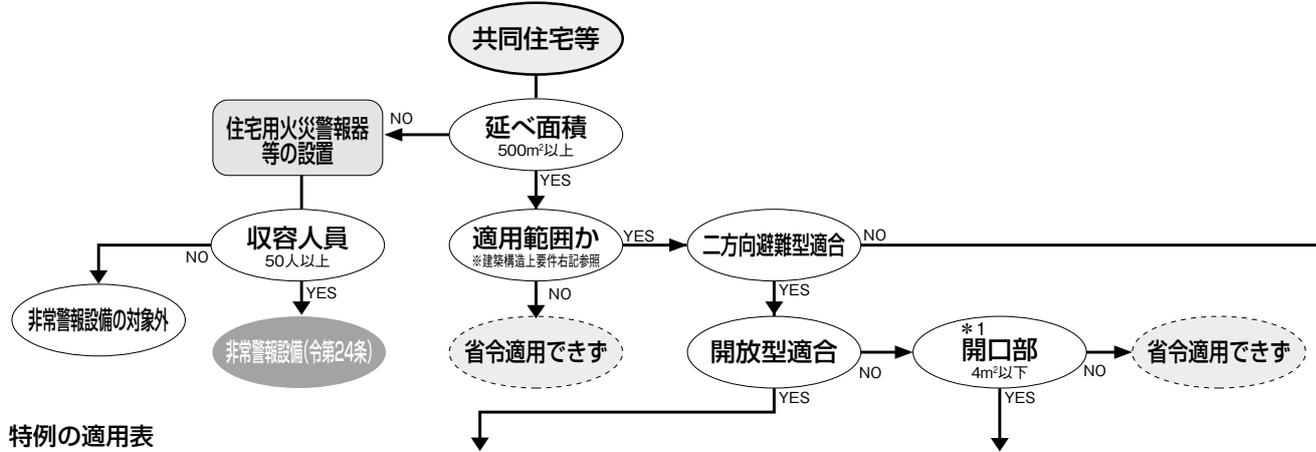


総務省令第40号による設置基準

集合住宅システムの選択



特例の適用表

構造類型 ^{*3}	二方向避難・開放型特定共同住宅等	二方向避難型特定共同住宅等
規模	二方向避難型特定共同住宅等の基準及び開放型特定共同住宅等の基準の双方に掲げる要件を満たすもの。	二以上の異なった避難経路（避難上有効なバルコニーを含む。）を確保していると認められるもの。
15階建て以上の共同住宅	*2 内装制限等 実施 *2 内装制限等 実施せず 共同住宅用スプリンクラー設備 ^{*4} 11階以上 共同住宅用自火報設備 ^{*4} 全階 共同住宅用自火報設備 ^{*4} 10階以下	*1 開口部面積4㎡以下など 共同住宅用スプリンクラー設備 ^{*4} 11階以上 共同住宅用自火報設備 ^{*4} 10階以下
11~14階建ての共同住宅	共同住宅用自火報設備 ^{*4} 全階 共同住宅用自火報設備 ^{*4} 10階以下	*1 開口部面積4㎡以下など 共同住宅用自火報設備 ^{*4} 全階
6~10階建ての共同住宅	住戸用自火報設備 ^{*4} 全階 共同住宅用非常警報設備 ^{*4}	*1 開口部面積4㎡以下など 共同住宅用自火報設備 ^{*4} 全階
5階建て以下の共同住宅	住戸用自火報設備 ^{*4} 全階 共同住宅用非常警報設備 ^{*4}	*1 開口部面積4㎡以下など 住戸用自火報設備 ^{*4} 全階 共同住宅用非常警報設備 ^{*4}

*1 【開口部面積】住戸等と共用部分との間の開口部（窓・出入口等）の合計が4㎡以下（共用室は8㎡以下）で1つの開口部が2㎡以下であるもの。
 *2 【内装制限等（11階以上の場合）】住戸および管理室の壁等が不燃または準不燃材である場合。共用室の壁等が不燃あるいは準不燃材で、共用室とその他の部分の開口部が、規則第13条第1項第1号口の規定に適合し、規則第13条第1項第1号ハの規定に適合する防火戸が設けられている場合。